

第9章 洪水浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水防止のための措置

第1節 洪水浸水想定区域の指定

浸水想定区域（平成27年の水防法改正後は、洪水浸水想定区域）の指定は、平成13年6月の水防法改正時に新設された制度で、国土交通大臣又は知事が、河川の氾濫水で浸水が想定される区域及びその水深を表した浸水想定区域を示すことにより、住民の避難の確保と水災による被害の軽減を図ることを目的とするものである。

当初は、洪水予報を行う河川に限って浸水想定区域の指定が義務付けられていたが、浸水想定区域制度が運用されていない中小河川の破堤、氾濫による激甚な被害が各地で相次いだこと等を踏まえ、平成17年の水防法改正の際には、水位周知河川についても浸水想定区域を指定するものとされた（法第14条第1項）。なお、法改正後に水位周知河川に指定された河川及び改正法附則第2条により水位周知河川とみなされた河川については、県内では洪水浸水想定区域を指定済である。

なお、平成27年の水防法改正により、知事もしくは市町村長が指定した水位周知下水道については、氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域（内水浸水想定区域）、知事が指定した水位周知海岸については、氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域（高潮浸水想定区域）をそれぞれ指定するものとされた。（法第14条の2第1項、14条の3第1項）

また、洪水・内水・高潮浸水想定区域をその区域に含む市町村は、市町村地域防災計画に①洪水・内水・高潮特別警戒水位に到達した旨の情報等の伝達方法、②避難場所その他避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項④浸水想定区域内に災害時要配慮者が利用する施設で当該施設等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合それらの名称及び所在地、⑤その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める（法第15条第1項）とともに、①～⑤の事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップなど）の配布その他の必要な措置を講じなければならないこととされた（法第15条第3項）。

県内における洪水浸水想定区域の指定状況等は、次のとおりである。

（参考）洪水浸水想定区域指定状況

	水系名	河川名（管理区分）	備考
一 級 河 川	北 上 川	<u>旧北上川</u>	水防警報河川・洪水予報河川
		<u>江合川（国）</u>	水防警報河川・洪水予報河川
		<u>江合川（県）</u>	水防警報河川・水位周知河川
		<u>新江合川</u>	水防警報河川・水位周知河川
		<u>迫川</u> ※3	水防警報河川・洪水予報河川
		<u>田尻川</u>	水防警報河川・水位周知河川
		<u>三迫川</u>	水防警報河川・水位周知河川
	鳴 瀬 川	<u>鳴瀬川（国）</u> ※4	水防警報河川・洪水予報河川
		<u>鳴瀬川（県）</u>	水防警報河川・水位周知河川
		<u>吉田川（国）</u>	水防警報河川・洪水予報河川
		<u>吉田川（県）</u>	水防警報河川・水位周知河川
		<u>善川（国）</u>	水防警報河川・洪水予報河川
		<u>多田川（国）</u>	水防警報河川・洪水予報河川
		<u>多田川（県）</u>	水防警報河川・水位周知河川

一 級 河 川		<u>渋井川</u>	水防警報河川・水位周知河川
	阿武隈川	<u>阿武隈川</u>	水防警報河川・洪水予報河川
		<u>白石川</u>	水防警報河川・水位周知河川
		<u>斎川</u>	水防警報河川・水位周知河川
		<u>荒川</u> ^{※5}	水防警報河川・洪水予報河川
		<u>小田川</u>	水防警報河川・水位周知河川
	名取川	<u>名取川（国）</u>	水防警報河川・洪水予報河川
		<u>広瀬川（国）</u>	水防警報河川・洪水予報河川
		<u>策川（国）</u>	水防警報河川・水位周知河川
		<u>広瀬川（県）</u>	水防警報河川・水位周知河川
		<u>増田川</u>	水防警報河川・水位周知河川
			<u>旧策川</u>
二 級 河 川	坂元川	<u>坂元川</u>	水防警報河川・水位周知河川
	七北田川	<u>七北田川</u>	水防警報河川・洪水予報河川・ 水位周知河川 ^{※6}
		<u>梅田川</u>	水防警報河川・水位周知河川
	砂押川	<u>砂押川</u>	水防警報河川・水位周知河川
	高城川	<u>高城川</u>	水防警報河川・水位周知河川
	大川	<u>大川</u>	水防警報河川・水位周知河川
	鹿折川	<u>鹿折川</u>	水防警報河川・水位周知河川

※1 下線が引かれた河川の洪水浸水想定区域は、想定し得る最大規模の降雨を前提としたもの。

※2 北上川の洪水浸水想定区域は、二股川（水防警報河川・水位周知河川）の氾濫区域を含む。

※3 迫川の洪水浸水想定区域は、二迫川・三迫川・夏川・旧迫川・小山田川・芋塚川・瀬峰川・萱刈川・大水門川・西川（水防警報河川及び水位周知河川）の氾濫区域を含む。

※4 鳴瀬川（国）の洪水浸水想定区域は、鞍坪川の氾濫によるものを含む。

※5 白石川の洪水浸水想定区域は、斎川・天津沢川・松川・荒川の氾濫によるものを含む。

※6 七北田川の赤生津大橋上流部は水位周知河川、下流部は洪水予報河川

第2節 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

水防について水防管理者である市町村等の行政が果たす役割は大きいですが、水災の発生防止及び被害軽減を図るためには、行政のみではなく、民間事業者等が自ら果たす役割も期待されることである。こうした自衛水防に関する取組を一層促進するため、市町村地域防災計画において施設の名称及び所在地を記載されたものに対し、市町村から当該施設の所有者又は管理者に洪水予報等の伝達を行う。

また、当該施設においては、避難確保又は浸水防止活動の確実な実施を促すため、計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置が求められることとなった。

なお、市町村防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川、水位周知下水道又は水位周知海岸について、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする（法第15条）。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 洪水浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの。
ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって、国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（以下「大規模工場等」という。）で、その洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
ニ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

1 地下街等における措置

(1) 計画の作成

法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保に関する計画（以下「避難確保計画」という。）及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成することが義務付けられている。これは、地下街等は不特定多数の者が利用し、かつ、浸水を地上から集水する閉鎖的な空間であるため、深刻な被害が発生する可能性が高いことから、被害を抑えるためには避難確保だけでなく、浸水そのものを防止する取組が重要だからである。具体的には水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第5条により次の事項を避難確保及び浸水防止のための措置に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）に記載することとする。避難確保・浸水防止計画は、市町村長に報告するとともに、公表するものとする。

- イ 地下街等における洪水時の防災体制に関する事項
- ロ 地下街等の利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
- ハ 地下街等における洪水時の浸水防止のための活動に関する事項
- ニ 地下街等における洪水時の避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- ホ 地下街等における洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ヘ 自衛水防組織の業務に関する事項

ト その他必要な事項

なお、地下街等の所有者又は管理者が避難確保・浸水防止計画を作成しない場合において、市町村長が必要があると認めるときは、当該所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、さらに正当な理由がなく当該指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(2) 訓練の実施及び自衛水防組織の措置

避難確保・浸水防止計画の作成に加えて、当該計画に従って避難確保及び浸水防止の活動が確実に行われるよう、地下街等について訓練の実施及び自衛水防組織の設置も義務付けられている。訓練の内容としては、例えば、洪水予報等の情報伝達、安全な出口への利用者等の避難誘導、止水板の設置等が想定される。

自衛水防組織とは、各施設の所属職員等により組織し、あらかじめ定める計画に基づき、統轄管理者の指揮のもと各構成員がそれぞれの役割に応じて、利用者の避難誘導や施設への浸水防止活動を行うものである。自衛水防組織については、構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村に報告するものとする。

なお、水防に関する訓練の実施及び自衛水防組織の設置に当たっては、既存の消防の枠組みを活用することも可能である。

2 要配慮者利用施設における措置

要配慮者利用施設については、利用者が一般の住民よりも避難に多くの時間を要し、いったん浸水が発生した場合、深刻な被害を生じるおそれがあることから、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を実施するものとする。ほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。訓練の内容については、例えば、洪水予報等の情報伝達、利用者の避難誘導、避難経路等の確認、関係機関及び要配慮者の保護者への連絡等が想定される。

3 大規模工場等における措置

大規模工場等への浸水は、地域の社会経済活動に加えて、より広範なサプライチェーンにも重大な影響を与えるおそれがあることから、民間事業者自身による浸水防止の取組を促すこととし、市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水の防止のための措置に関する計画を作成するとともに、浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。訓練の内容としては、例えば、洪水予報等の情報伝達、止水板の設置、事業の継続に必要な設備等の上層階への移動等が想定される。

第3節 洪水・内水・高潮ハザードマップ

洪水・内水・高潮浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所並びに避難確保に必要な情報、及び浸水想定区域内に存する施設等を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第7条第3項に規定する事項、津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第55条に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じることとする。

第4節 予想される水災の危険の周知等

市町村長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うこととする。